

平成30年度 第1回

青梅市総合教育会議会議録

日 時 平成30年10月16日(火) 午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第1回青梅市総合教育会議議事日程

会 期 平成30年10月16日(火) 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 開会
 - 2 市長挨拶
 - 3 教育長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 学校における働き方改革について
 - (2) 文化財の保護と活用について
 - 5 その他
 - 6 閉会
-

出席者	市長	浜中啓一
	副市長	池田央
	教育長	岡田芳典
	教育長職務代理者	手塚幸子
	教育委員	大野容義
	教育委員	稲葉恭子
	教育委員	榎本淳一郎

出席説明員	企画部長	小山高義
	教育部長	渡辺慶一郎
	経済スポーツ部長	伊藤英彦
	企画政策課長	松永和浩
	教育総務課長	浜中茂
	指導室長	中嶋健一郎
	文化課長	北村和寛

書記	企画政策課	大越理良
	教育総務課	須崎満

午後1時30分開会

1 開会

【企画部長（小山）】 皆様方には公私ともに大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成30年度の青梅市総合教育会議を始めさせていただきます。

なお、本日は池田副市長にもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

当会議につきましては、一般公開とさせていただきます。ただいまの傍聴者はお1人でございます。

初めに、本日の資料について確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、番号なしの、次第および委員名簿でございます。

続いて、資料1 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について【概要】

資料2 「学校における働き方改革推進プラン」

資料3 「学校における働き方改革」にかかる青梅市の取組について

そして参考資料1、参考資料2がございまして、

資料4 青梅市の指定・登録文化財一覧

資料5 文化財保護法及び教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

でございます。資料に不足等ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それとあわせて、本日、机の上に国指定文化財のカラーの資料をお配りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 市長挨拶

【企画部長（小山）】 それでは、次第の2、市長挨拶に移らせていただきます。浜中市長にご挨拶をいただき、その後の議事進行をお願いいたします。

【市長（浜中）】 皆さんこんにちは。本日は、平成30年度第1回目の総合教育会議の開催にあたりまして、教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃より市の教育施策にご尽力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、本日の議題の一つに「学校における働き方改革」があります。

私も、市の職員の働き方改革について、平成28年度からプロジェクトチームを結成し、改革に取り組んでいます。

特に、職員のワークライフバランスと健康増進の観点から、時間外勤務の縮減対策には力を入

れ、平成29年度実績では対前年度比で約2万9,000時間の削減を行うことができました。

その主な取組の内容は、消灯時間を午後9時半に設定する、東京都や市町村等への出張や会議の出席は、原則2名以内とする、休日における庁舎内の入退出管理、などであります。

教員の方には、勤務を時間で管理することが、必ずしも適切でない勤務の特殊性があることから、給料月額の4%の教職調整額が支給されていますが、過日、報道にもありましたように、都の調査により、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、長時間労働の実態が明らかになりました。

このような中で、教員の勤務実態の改善に向け、短期的な視点、中・長期的な視点で対策を講じていくことが重要であります。

教員の方の心身の健康増進を図るとともに、日々の生活の質や人間性を高めることで、青梅市の子どもたちに、真に必要な指導を持続的に行うことのできる状況をつくるため、委員の皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 教育長挨拶

【市長（浜中）】 次第3、教育長挨拶。岡田教育長からご挨拶をお願いいたします。

【教育長（岡田）】 この総合教育会議は、平成27年度に設置され、これまで青梅市における教育施策を総合的に推進するために、市長と教育委員会が必要な事項について協議を行ってまいりました。設置から4年がたち、今回改めて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4総合教育会議について見てみました。

本会議における協議事項は、まず教育大綱に関すること。この大綱はすでに策定されております。次に、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興施策。これについては毎回さまざまな振興策について協議をしてまいりました。本日はこの後、「学校における働き方改革について」、さらには「文化財の保護と活用について」を協議事項としております。

それからもう一点、「児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じた等の緊急な場合に講ずべき措置」というのがございます。本日は、会議次第の協議事項の後に、10月5日に開催いたしました教育委員会定例会の概要について報告をさせていただきたいと存じます。

本日は何とぞよろしくお願いいたします。

【市長（浜中）】 ありがとうございます。

4 協議事項

(1)学校における働き方改革について

【市長（浜中）】 次に、次第の4、協議事項に進みます。

本日は2つの協議テーマを用意しました。1つ目の「学校における働き方改革について」、事

務局から説明を願います。

【企画政策課長（松永）】 それでは、協議テーマ（１）学校における働き方改革について、事務局からご説明をいたします。

今回のテーマにつきましては、本年６月２９日に参議院本会議で可決成立いたしました「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「働き方改革関連法」でございます。こちらは、来年４月１日から順に施行されます。

先ほど市長のご挨拶にもございましたが、教員の勤務実態の改善は全国的に喫緊の課題であり、東京都教育委員会におきましても、「学校における働き方改革推進プラン」を策定したことを受けまして、本市におきましても「学校における働き方改革推進プラン」の策定を視野に入れ、教員の勤務実態の改善を図ることが、教員の健康増進、ワークライフバランスにとって不可欠であり、ひいては子どもたちへの教育の充実を図るために重要でありますことから、本日、テーマとして取り上げることとしたものでございます。

よろしく願います。

【市長（浜中）】 それでは、教育委員会で用意していただいた資料について、説明をお願いいたします。

【指導室長（中嶋）】 それでは、資料についてご説明いたします。

資料は大きく３点、国からのもの、東京都のもの、そして青梅市のものとなっております。

初めに資料１ですが、こちらは平成３０年２月９日付、都道府県教育長あてに文部科学省事務次官から発出された通知の概要となっております。学校の働き方改革に関する文部科学省の対策の周知と、各教育委員会の取組の徹底を呼びかける内容でございます。

まず１ページ目、１ 学校における業務改善について、（１）で業務改善について取り上げております。２ページ目をご覧ください。（２）で役割分担の適正化。３ページ目に、（３）で学校の計画、組織運営の見直し。大きな２で、勤務時間管理、適正な勤務時間。大きな３で、働き方の意識改革という内容となっております。

続いて、資料２をご覧ください。こちらは平成３０年２月、東京都教育委員会から出されました「学校における働き方改革推進プラン」であります。１枚おめくりいただいて、目次をご覧ください。Ⅰで「基本的な考え方」、Ⅱで「都立学校の働き方改革に向けた取組」、Ⅲで「小・中学校における働き方改革に向けた取組」となっております。今回は、このⅠとⅢについて簡単に見ていきたいと思っております。

まずⅠであります。１ページにございますⅠ「基本的な考え方」の目的をご覧ください。四角の中にあるのが目的となっております。

それから、２が本プランの位置付け。中ほどを見ていただきますと、「本プランは、都立学校の設置者である都教育委員会の実施計画であるとともに、公立小・中学校の設置者である区市町村教育委員会による実施計画の策定を促し、その取組を促進することを目指すものです」とあります。

続いて2ページをご覧ください。3に目標とあります。下段に四角で囲ってありますように、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」、これを当面の目標としております。

続いて3ページの4、取組の方向性。続いて5ページをご覧ください。保護者・地域社会の理解促進および国への働き掛けとなっております。

少し飛びまして、12ページをご覧ください。こちらは小・中学校における働き方改革に向けた取組となっております。大きな1で「区市町村教育委員会における現状とこれまでの取組」、2で「実施計画の策定」、13ページの3で「区市町村教育委員会に対する支援等」となっておりまして、ここから14、15、16と、この支援等が載っております。

17ページに、「実施計画に定める取組の例示」というのがございます。そして、19ページ、参考として教員の勤務実態が載っております。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは、「青梅市における働き方改革」の取組についてであります。1が学校閉庁日の設定ということで、8月13日から15日まで3日間を閉庁日と設定いたしました。1枚おめくりいただきますと、参考として4月1日号の広報おうめに載せたもの、右下に黒囲みになっておりますが、載っております。

続いて、元に戻っていただきまして、2が校務支援システムの導入。こちらは平成31年4月から稼働を目指しているものでございます。

続いて、3は出退勤管理システムの導入。こちらも31年4月からの稼働を予定しております。

続いて、4 学校マネジメント強化モデル事業ですが、こちらは平成29年4月より実施しておりまして、副校長の業務支援等を行うものでございます。

続いて、5 スクール・サポート・スタッフの導入。こちらは平成30年6月から教員の業務支援という内容で実施しているものでございます。

おめくりいただいて、6 部活動指導員の導入。これは、これまでの部活動指導、特に試合等の引率ができる指導員を配置するというものでございまして、この10月から実施する予定となっております。

参考2をご覧ください。青梅市の部活動の在り方に関する方針であります。こちらの3ページのやや下の四角囲みの中をご覧くださいと、休養日と活動時間が載っております。休養日を平日1日、土日に1日、週のうちに2日休むという内容。それから活動時間につきましても、平日2時間、土日でも3時間を目安に活動しましょうというようなものになっております。

戻っていただきまして、7 小学校長と教育委員の懇談会。こちらは中学校長会との懇談会も予定してございます。それから、ここには書いていませんが、校長研修会も実施しております。こちらにあります本の著者であります妹尾昌俊先生にお越しいたごき、校長先生方に研修を実施しております。

また、先ほどありました東京都の推進プランの中にありました「青梅市の働き方改革推進プラン」につきましても、教育総務課が中心となり、取りまとめているところです。

それ以外にも幾つか細々とした内容で働き方改革を進めているところです。

また、今後につきましては、給食費の公会計化であるとか、それから電話の自動応答機能の追加等、学校からの要望がありますので、検討してまいりたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

【市長（浜中）】 テーマの趣旨や状況について説明がありました。

教員については、一般行政職員とは勤務体系が異なりますが、より複雑化・困難化している学校が抱える課題を解決し、児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うために、学校における働き方改革は大変重要なテーマであると考えます。

冒頭に申し上げましたが、本テーマは短期的な視点と中・長期的な視点で考えていかなければならない問題だと思います。

委員の皆様方から、本テーマについて様々な視点、角度からご意見を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員（大野）】 質問からよろしいですか。

教員が大変忙しく働いているということについては、よく理解していますが、青梅市内の小・中学校の教員の实態として、市としてどういう業務にどれくらいの割合で時間を割いているのかというような調査はしているのでしょうか。例えば授業に何パーセント、授業の準備に何パーセント、生徒指導に何パーセント、事務処理に何パーセント、研修に何パーセントとか、そのような内訳はありますか。

【指導室長（中嶋）】 市独自のものはまだございません。

【委員（大野）】 東京都とか、国全体でも結構ですが、そのようなデータというものはあるのでしょうか。

【指導室長（中嶋）】 直接それを見たことはありませんが、ありそうですので、確認したいと思います。

【教育長（岡田）】 今の点で、資料1の2ページ目に、先生方が担うべき業務のうち、現在、本来ここに含まれている全てを何らかの形で担任の先生方、あるいは校長、副校長が実施しているけれども、その中で今後先生方ができるだけ教室で子どもたちに向き合うために、教員以外の人ができることは何かという表がありますので、こういった点で教育委員会では、教員以外の人が行う負担軽減緩和業務について、今検討しているところです。

【委員（榎本）】 東京都の公立学校の教員の勤務実態はあがっているのですが、青梅市としてはこういう調査をしたことはありますか。

【指導室長（中嶋）】 東京都に対して提出するものとなっているものはありますが、市のものを見やすくまとめたものがないということはあります。今後につきましては、31年4月から出退勤管理等も行いますので、より詳しいものが作成できる状況になると思っています。

【委員（稲葉）】 働き方改革ということですが、現場の先生自体が、どのようにすれば自分たちが働きやすいかということ、きちんと各学校で話し合いができているのかどうか、まずそこが大事なかなと思います。こちらの教育委員会の方からの働き方改革、大事だと思いますが、

現場の先生たちの困り感を具体的に羅列して、それをまず先生たち自身がどう解決していくかを考えていく場も必要じゃないかと思います。これからどうするの、どうすればよくなるのか、それから次にどうしたらいいか、それでは具体的にどう動けばいいのかということ先生たち自身が話し合っ、そして自分たちの働きやすい環境づくり、職場づくりというのをまず考えていって、その上で教育委員会と照らし合わせて、それじゃこんなふうにすればいいよねという方策が見つかって、それで具体的に動いていくということも必要ではないかと思っております。

以上です。

【市長（浜中）】 今のご意見に対しまして、どうですか。

【指導室長（中嶋）】 稲葉委員からのご指摘、そのとおりだと思っております。現在では、学校ごとに校長先生が現場の先生方の意見を取りまとめて、それを集約した形でこちらにお話しただくような状況になっています。ですので、本当に現場の先生方からの直接の意見という形では来ていないですが、例えば先ほどありました電話の自動応答装置だとか、そういったものは現場からぜひ入れていただきたいという声も出ていますので、取り入れられる範囲で対応していきたいと思っております。

【委員（手塚）】 私は保護者代表ということで、保護者の立場から拝見させていただいて、まず思ったことが、何年か前から先生方が忙しいというのは保護者も何となく漏れ聞いてといたしますか、子どもと向き合う時間があまり取れないというような先生の話の聞いたりしています。あと子どもの声を聞いたりしている中で、例えばちょっと困ったことがあって相談したいけど、先生は忙しそうなので遠慮するというのを、小学5年生ぐらいの女の子が話していたこともありました。やはり、子どもたちや保護者たちが、先生が忙しそうだから遠慮をするというような空気はあってはいけないのだろうと思っております。

それから、夏休み中の教育委員会の会議の後に、小学校の校長先生方と懇談をするお時間をいただいた中で、私のいたテーブルのグループの中の先生から、やっぱり人材がいっぱいあれば単純に仕事量が分担できて楽になるということや、特に優秀な方に来ていただければ、同じ仕事も短い時間に終わらせる。じゃ、その優秀な方たちに来てもらうにはどうしたらいいかといえば、青梅に魅力的なまちになってほしいとか、魅力的な学校があるから青梅で先生の仕事がしたいんだと思ってもらって、どんどんそういう優秀な方に来てもらう環境をつくらなければいけないという話をしていました。本当にそのとおりだなと思って伺っていました。じゃどうするののかというのは何とも言えないですけども。

もう一つは、資料1の2ページのところで、今何でも、本来家でやるべきこと、地域でやるべきことでも学校に押しつけているとよく言っていたのが、こういう表にすると、あ、本当だなと改めて思いました。コミュニティスクールをほかのところではやっ、っていらっ、しゃるところもあるということで、地域がかかわることで先生方の負担が軽くなるのと同時に、学校というものが開かれたものになるという考え方ですと、2ページ目の役割分担というところは進んでいくのかなと思いました。

感想です。

【委員（稲葉）】 地域の人材活用というところで、やっぱりネックになるのが教育予算だと思います。人材を、ボランティアだけではなく、きちんとした対価を支払って、例えば部活動指導員さんなどに来ていただくというところで、青梅市の行政がすごく困難なのはわかりますが、教育予算がとれるのかどうかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

世界各国、200カ国を比べて、教育予算が199番目という低い日本の教育予算らしいです。やっぱりその辺のところは、先進国、しっかりと教育予算とっていますので、未来に向けた子どもたちに、投資するということは、青梅市全体を盛り上げていく基礎づくりになると思うので、そこはとても大事だと思います。教育予算について、部活動指導員さんなり、色々なサポートをしてくださる方への人件費等の予算はきちっととれているのかどうかをお尋ねしたいところです。

【指導室長（中嶋）】 今のお話は部活のことだけに絞ってお話しさせていただきますと、今回、先ほどお話ししました部活動指導員というのを導入させていただいて、予算的には十分確保していただいています。これまでも外部指導員という制度がありまして、それを使わせていただいていますけれど、予算面でいきますと、どちらかというとお金はあるけれど人がいない状況。それから学校の方も、それほど望んでいないという、今のところの状況があります。働き方改革がだんだん浸透していったり、それから外部指導員の活躍がこれからどんどん広まる中で、じゃあうちもというところで広がる可能性はありますが、現在はどちらかというとお金が足りないという状況があります。

【企画部長（小山）】 教育部全般の予算の関係ですと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の市の一つの柱の中に、青梅ならではの教育環境の充実ということで、市長も教育ノウハウの向上について力を入れているところであります。

ご案内にございました働き方改革にかかる今回の校務支援システムでありますとか、出退勤管理システム、あるいはさまざまなサポートスタッフ、国や都の補助金を上手に活用しているという状況でございます。そういったところでは、ポイントを絞って、予算については確保しているというふうに認識しております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【委員（大野）】 先ほど指導室長からご案内いただいた資料の中で、例えば青梅市が現在どういうことをしているかという何項目かございますね。資料3です。この中の2番校務支援システム、3番出退勤管理システムは来年からということで、期待するところが大きですが、4番の副校長先生の業務支援を行うとか、今年からスクール・サポート・スタッフということで教材づくりを手伝ってあげる人を入れているとか、今室長からのお話があった6番で部活動指導員については学校からもまた色々ちょっと望んでない面もあるという話ですけど、いずれにしても望んでいる場合にはそういう人を充てられるということで考えますと、すでに始めたこの4番、5番、6番などについては学校から見てもありがたい取組だろうと思います。やっぱり教員の色々忙しいところを、サポートする人たちがいるというのは、少しでも教員の負担軽減になるのだろうと思います。

それと、教員の仕事そのものということではなく、外部の人からのそういう応援ということでもう一つ、東京都の資料の中に、これから教員の数を増やすという方向があるので、さらに国に働きかけていきたいと。教員の給料の3分の1は国から来ていて、3分の2は都道府県の負担なわけですが、東京都もはっきりときちんと書いてないけれども、問題点の一つとしてとらえているのは、やはり教員の、例えば中学や高校でいくと持ち時間数ですね。1週間に何時間授業を持つという基準があって、それでもって教員の数を計算したりしているわけです。校長先生方のお話を聞くと、今何が大変かということ、教員がもう手一杯。毎日例えば6時間授業があったら、6時間ぶっ続けて授業をやるとか5時間とか。小学校は全科なので、なおさらでしょうね。

つまり、資料を読んできて、先生たちの勤務時間と、先生たちが子どもたちに教えているそのものの時間数、それを計算しますと、1日平均たぶん休憩時間を除いて30分かそこらなんじゃないかと思うんですよ。もし全部埋まっていた場合。そうすると、働いている時間の中で、教えることはもちろん一番大切ですけど、その準備をする、指導計画を練ったり、教材をつくったり、子どもたちが出してくれたものを採点したり、そういうことに使う時間が勤務時間の中でほとんどとれていないのではないだろうか。それが最大の問題点だと思うんです。

そういう意味で、もう一度話は戻りますけれども、先生たちが実際の1日の途中で多少そういうことに時間を割けるような、つまり授業の持ち時間を減らすというようなことがやはり一番大きな効果、教員の負担軽減の効果をもたらすし、教育の内容を充実させることになると思います。子どもたちが出してくれたものに赤入れるのだって、やはり丁寧に入れてあげたいでしょう。そういうようなことに使える時間を確保するためにも。しかし、これは青梅市だけではできないし、東京都独自でもできないですよ。ですから、東京都がこれから先、教員のそのような給与負担について、国にもまた働きかけていきたいという趣旨の記載があったかと思います。また、そういう意見を都市の市長会なり教育長会などでも出し合って、ぜひ東京都がそのようなことをしていくのを応援するといいいのではないかと思います。

【委員（稲葉）】 先生方の時間数というところで、元小学校に勤めていたのですが、高学年になると理科とか技術家庭は専科の先生をお願いします。そうすると、その時間が空くので、その時間帯がきちとした教材研究の時間帯に充てられていて、とてもじっくり取り組みました。それは高学年、当時は5・6年からですけども、私立の学校だと1年生から理科や、算数の専科の先生がいらっしゃる。もし小学校の低学年でも専科の先生の配属が可能ならば、低学年の先生たちもその時間帯は、しっかりとした教材研究の時間に充てられるのではないかと思います。

【教育長（岡田）】 26市の都市教育長会の中では、東京都に対して、一つは教員の加配の要求、もう一つは持ち時間数の縮減を要望しております。都立高校の授業数に比べて中学校の授業数が多いので、都立高校並みの授業数にしてほしいという要望。それが一つの教員の増員の部分と、もう一つは児童・生徒数の1学級の編制。現在、小学校1・2年、中学校1年生が35人学級、それ以外は40人学級ということですけども、全体の学級の定員の縮減を要望しています。

ただ、先ほど大野委員からありましたとおり、教員の給与は、国が3分の1、都道府県が3分

の2ということで、全て県費負担ということがありますので、市町村側からいえば、教員の先生が増えることに対する財政負担はないので、多くの要望をしているところです。都内あるいは多摩地区でも、財政力のある自治体においては、東京都の教員以外に市あるいは区が独自で採用した教員も「チーム学校」の中に加わって、担任あるいは専科についている地域もあります。その辺が財政力の違いということで、残念ながら青梅はそこまでいっていない実態がございます。

【委員（手塚）】 学校訪問で青梅市内の学校を回らせていただくと、一つの市の中に過疎と過密と全く違うタイプの学校があります。うちの子も人数の多い学校と少ない学校と両方を経験しているのですが、先生方の負担は絶対違うだろうというところで、人数が少ないところは割と先生方、余裕があるのではないかと。本当に細かいところまで色々、先生も一緒にやってくださる。それを考えると、これぐらい手があると、先生方もこんなにゆったりした表情でできるというのを目の当たりにさせていただいています。

例えば色々なサポートに入る方も、都の予算ですと各学校で1名という割り振りになっていて、50人の学校でも700人の学校でも1名ということです。はたから見ていると、スクール・カウンセラーさんでも、50人の学校はしょっちゅうお話ができるけれども、700人の学校はたぶん1年に1回顔をあわせればいい方かそれ以下。その辺、東京都の方に、市の現状としてこんな感じなので、市の方で多少そういう融通をきかせていいかというお願いができないのかなということ、いつも考えています。青梅の現状からいくと、一律なルールで一律にというのはちょっと難しいのではないかと、学校を見て感じています。

【副市長（池田）】 市の方でも働き方改革を行いましたが、学校現場とちょっと状況が違うのが、必ず管理監督者がいて、データとしてもタイムカードを使って、どこの職場でどのくらいの残業が出ている、またスタッフが入れ替わったとき、特に監督者が入れ替わったときにどういった変動があるか、そういうのがあります。改善策として、ただ単に人を増やせばいいだけではなくて、私どもも始めたのは、その中でそのばらつきがあるのはなぜか。人によっても差が出るのはなぜか。まず業務改善をして、無駄なことはないかというチェックから始めて、ある程度浸透してきています。まさに監督者は常に、やっていることをまず把握し、人によって違うのであれば、どこまで必要かを示しなさいという取組はしてきました。

ですから、確かにマンパワーという部分もありますし、マンパワーが足りないところにはアルバイトでも何でも入れなさいよという形でやっていく。まさに学校でいえば、色々なサポートスタッフになると思います。でもそれは効果的に入れないと、実際には減りません。そこを検証するというのも一つ大切なことなのかなと、私ども市の取組からは感じたところです。

【教育長（岡田）】 学校の責任者は校長先生ということで、現在は校長先生が全てを掌理しているところでございます。副市長も私もかつて教育委員会にいたころには、管理職とまた一般教員とは、教職員組合等の強い時代は、校長先生の発言がトップですけれども、職員会議の決定事項という形で形骸化していた時代がありましたが、現在はしっかりと法制度のもと全てが動いているというふうに理解しております。実際にどうですか、大野委員。

【委員（大野）】 私、何年か前まで中学校長をしていたわけですがけれども、おっしゃるとおりだと思います。私たちより10年くらい先輩の方までは、そういう意味ではなかなか自分の意思決定ということが難しかったところがありましたが、東京都などの法整備によりまして、校長がこうだとなればそれはどんどん進めることができると、そういう時代になってきていると思います。

それから、先ほどの副市長さんのお話に関連しまして、やはり学校もご指摘のとおり出退勤管理を含めてなかなかこれができていない、たぶん今もあまりできていないという状況だろうと思います。例えば校長先生が、土曜日にどこの部活で何時から何時までどこでやるというようなことを正確に捉えられているかという、捉えられていない学校も多いのではないかと思います。そういう意味で、今度は出退勤管理をきちんとやっていきたいと思いますというようなこととか、今日の資料の中でまだ話題に出ていませんけれども、部活動の計画を立ててその報告も出すというようなことになっておりますので、そういうところから校長先生、副校長先生の方で教員の勤務の実態をきちんと把握するところから、確かに副市長さんがおっしゃるように、改善策もまた生まれてくるのだろうと思います。ですから、ほかの色々な今回出ているような取組の方向性としては、大変私はいいのではないかととらえています。

【市長（浜中）】 それでは、皆様方からご意見をいただきましたので、そろそろ次のテーマに移りたいと思います。

（2）文化財の保護と活用について

【市長（浜中）】 それでは、次の課題の「文化財の保護と活用について」、事務局から説明をお願いいたします。

【企画政策課長（松永）】 協議テーマ（2）文化財の保護と活用について、事務局からご説明をいたします。

文化財の保護と活用について、メインテーマとしては初めて取り扱うものでございます。今回は、文化財保護法の改正がございまして、青梅市内の文化財を改めて把握するとともに、青梅市におきましても吉川英治記念館の寄付の申し出などがあつたこともございますことから、市内文化財の有効活用に資することが重要な課題と認識いたしまして、本日のテーマとして取り上げることとしたものでございます。よろしく願いいたします。

【市長（浜中）】 それでは、教育委員会で用意していただいた資料について、説明をお願いいたします。

【文化課長（北村）】 続きまして、協議事項2の文化財の保護と活用についてご説明いたします。

まず資料4の青梅市の指定・登録文化財一覧をご覧ください。

1 ページ目の指定文化財の件数ですが、国指定文化財としましては16件、東京都指定としましては47件、青梅市指定としましては136件、現在市内にある指定文化財の合計は199件でございます。

2の登録文化財の件数ですが、現在6件となりまして、あわせて205件の指定登録文化財が

青梅市内にはあります。

次に2ページ目の文化財の内訳ですが、まず(1)の国指定文化財については、青梅市内にある国の指定文化財を種別ごとに、指定年月日順に名称や所在地、所有者・管理者を記載しました。

この中で、アの国宝の1「赤糸威鎧」ですが、写真の資料をご覧ください。1枚目の左上になります。こちらは青梅市の中でも代表的な文化財の一つで、郷土博物館で、平成7年度に完成しました鎧の復原模造品も展示されておりまして、他の博物館の方への貸し出しも行ったりしております。原本が武蔵御獄神社にございますけれども、国宝の保護や周知活用に役立てられています。

また、イの国重要文化財5「観音寺本堂」がございまして、写真でいきますと1枚目の右上になります。こちらは今年度から来年度にかけて、文化財の建造物を火災から守るため、それぞれの建造物の周囲にある消防設備の老朽化に伴いまして、改修工事を行います。

また、エの国天然記念物1「御岳の神代ケヤキ」、写真でいきますと1枚目の右下になりますが、青梅市内で唯一の国指定の天然記念物でございます。先日の台風24号で枝は折れて落下しましたが、今年度、文化財の保存事業として枝落とし等の作業を行う予定でございます。

次に、3ページから5ページにかけましては、(2)としまして東京都指定文化財について同様に記載しております。

この中で3ページのアの有形文化財23「馬場家御師住宅」、写真資料でいきますと2枚目の左上になります。こちらは屋根が傷んで雨漏りが発生したために、平成27年度から29年度までの3カ年事業で屋根の葺き替え工事を行いました。

また、4ページの26番「福島家住宅」、写真でいきますと2枚目の右上になります。以前から地元の酒造と連携しておりましたが、平成29年度にトイレの改修工事など整備を行ったことで、今後文化財を活用したイベントにも取り組んでいきたいと考えております。

また、写真でいきますと2枚目の中段と左下にあります。4ページ目のオの史跡4番「海禅寺境域」になります。こちらも台風24号の被害によりまして外塀が倒れてしまっておりまして、今後は、修理についての計画を進めていきたいと考えております。

次に、資料4の6ページから11ページにかけましては、(3)青梅市指定文化財について同様に記載しております。

この中で1枚おめくりいただいて、9ページ目イの無形民俗文化財の3「野上春日神社」と6「梅郷」の獅子舞につきましては、写真資料でいきますと3枚目上段の左右にあります。こちらも獅子舞の衣装は傷みが進んでいまして、今年度新しい衣装の購入等を行っております。

また、10ページ目、エの天然記念物の13「森下陣屋のカシ」、写真でいきますと3枚目の中段になります。こちらも先日の台風24号の影響で根元から折れて、2日間かけまして幹や木の伐採作業が行われました。こういう天災等によって被害を受けた文化財については、今後文化財保護審議会の方に報告して、指定の解除についての協議などを行う予定であります。

さらに資料11ページ、オの史跡の24番、写真資料3枚目の右下の「滝本の洪水防石」は、

今年度6月1日に指定しました最も新しい指定文化財でございます。

次に、12ページ、(4)国の登録有形文化財について記載しました。主なものとしましては、写真資料4枚目中段から下段にかけてになります。平成28年11月に指定されました、西分町にあります「青梅織物工業協同組合」の建物群4件がございます。これらの建物群は、旧発券倉庫がダイニングギャラリーとして利用されたり、旧織物加工工場などが貸し施設としてアトリエや先週末のORIC祭の会場として使用されるなど、地域の文化資源として多くの方々に活用されております。

資料5の方に移らせていただきます。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要をご覧ください。

まず初めに法改正の趣旨ですが、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることとしております。

次に、法改正の概要ですが、1の文化財保護法の一部改正に関する項目のうち、市町村に係る主な項目としまして、(1)の地域における文化財の総合的な保存・活用の②として、「市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる」とあります。この計画を作成しまして、国の認定を受けることの効果としては、国の登録文化財とすべき物件を提案し、未指定文化財の保存活用をすることで継承を推進できるということになります。

同じく(1)の③としまして、「市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる」とあります。これらの内容、イメージ図が次のページにありますので、ご覧いただきたいと思っております。

図の左側ですが、従来文化財保護の考え方としましては、指定された文化財を一つずつ個別に保護をしていました。今回の法改正によりまして、文化財を一つのものとして捉えるのではなく、周囲の自然環境や景観、そこで行われている伝統芸能などを一体的に捉えまして、地域に育まれた文化財として保存活用するため、市町村が地域計画の策定を行うことになります。計画を策定する際に設置する協議会には、市町村や都道府県をはじめ文化財の所有者、また文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などで構成することができるとあります。

また、資料5の1枚目に戻らせていただきます。(2)の「個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し」の①としまして、「国指定等文化財の所有者又は管理団体は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる」とあります。この保存活用計画の認定を受ける効果としましては、国指定等文化財の現状変更等には、その都度国の許可が必要となっておりますけれども、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続を弾力化できることにもなります。

次に、2の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」の項目では、「地方公共

団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする」とあります。

最後に、今回の法律の一部改正の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上で、文化財の保護と活用についての説明を終わります。

【市長（浜中）】 文化財の保護と活用については、青梅市は資料4にあるように数多くの指定または登録文化財があります。

全国的に見ても過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、加えて、これらの文化財をまちづくりに活かしていくことが重要であると考えています。

また、吉川英治記念館の寄付につきましても、現在検討を進めているところであります。

地域における文化財の計画的な保存と活用について、今後どのように取り組んでいけばよいか、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

それでは、皆さん方のご意見をお願いいたします。

【委員（榎本）】 青梅市指定の文化財や、東京都指定の文化財には補助金などが出て、保護されている状況でしょうか。

【文化課長（北村）】 国、都、市の指定となっている文化財につきましては、それぞれの割合に応じて補助金の制度がございます。

【教育長（岡田）】 ちなみに、写真の2ページ目にあります「馬場家御師住宅」なのですが、昨年まで2カ年にわたりまして、約1億円の費用で茅葺き屋根等の葺き替えと、土台の基礎などを直しております。

【文化課長（北村）】 「馬場家御師住宅」の場合、東京都が85パーセント、残りを市と所有者で負担をしております。

国の場合ですと、国が半分、50パーセントを出しまして、残りを都の方が約25パーセント、残りを市と所有者が負担するということです。東京都の場合ですと、最低で50パーセントとなりますけれども、最大85パーセントまでの補助がございます。また、青梅市の指定の場合につきましては、市が3分の1の補助をしております。

【委員（手塚）】 資料を送っていただいて、「活用」と聞いたときに、もう人が呼べたり、お金が稼げたりという方向になるのかと思って見ていました。実際、そういった稼ぐことができるようなものだったら、保存にもお金がかけられるし、人が呼べれば注目度も上がるだろうと。実際、建物でも最後の方に出てきた有形文化財は、建物をこういうふうを利用して人を集めたり、(4)の6の繭蔵さんのように経済効果を呼べるようなものにしていって、保存のための費用を賄えるようにということだろうと解釈しました。

そうする中で、例えばそれ一つだけを見にくるとなると、なかなか難しいけれども、関連づけたストーリーがある中で来たらいいと思うんです。世界遺産でも、富岡製糸場なんかも一体で、行くとなれば何箇所か回るということで、そういったコースみたいなもの、物語になっているような幾つかのものを組み合わせたコースをつくったりして、それをおり込むことでみんなに見て

もらえて人が呼べるようになったらいいのかなと。それに対して弾力的に対応できるようにということで、この法律が変わるのだろうと解釈をしたんです。

今、実際に何か青梅市の方で、そういったようなルートづくりというものがあつたら……。以前、見せていただいて、これでスタンプでもやったらいいよねなんていう話をしたような記憶があるのですが。

10ページ以上にわたってこれだけのものがあるっていうのも、私も勉強不足で今回初めて知ったものもありますし、樹木なんかも多いのは青梅の特徴なのかなとも思ったりしました。あと、刀類ですね。何年か前にもものすごく女子に人気が上がって、私の実家が茨城県の結城なんですけど、「御手杵の槍（レプリカ）」があるというだけで、それまでは年間30～50人だったのが、それがあるよ、特別展示だよというだけで1カ月で800人以上来た。しかも女の子がいっぱい来たということで。何かそのポイントポイントにPRすることで……。たぶん青梅の方たち、持っていらっしゃるのは当たり前だから、そんなにありがたみを実は感じてらっしゃらない。でも、外から来た人間が、「わあ、これ凄いね」と言ったら、「何々？」というふうに私たち自身の見方も変わったりするのかなと思います。それには、ただ指定をして、リストがあるだけじゃなくて、もう一步突っ込んだような紹介の仕方をしていただくといいのかなと思いました。

【委員（稲葉）】 「東京アドベンチャーライン」をやったじゃないですか。そこを利用して、これだけの文化財があるんだから回らましようよというような、観光課とかそういうところと。それからあと、織物協同組合の織区のところでは青梅縞をこの間見てきたんですけど、やっぱり市民の方が青梅縞を守りたいというすごい熱い思いで、その歴史から語っていただいたので、その辺のところを行政だけではなくて市民も取り込んで、文化財を守りながら、青梅市以外の方に見ていただく観光ルートみたいなのができるといいなと思います。

さっき手塚委員がおっしゃったように、何か地図みたいなものを見たことがあるんです。とてもいいパンフレットができ上がっていたので、そういうのをどんどん、青梅市内だけでなく中央線内とか、全国的に例えばホームページで紹介してみたりとか。高尾山は、聖地になっていいますが、歴史を辿ると昔は御岳山の方が威力は高かったということもあるので、PRの仕方、紹介の仕方一つで、人の気持ちを引きつけられる魅力ある青梅市の紹介になるんじゃないかと思うし、観光のため、自然を楽しむための「アドベンチャーライン」の活用もできるのではないかと思います。

【経済スポーツ部長（伊藤）】 今委員がおっしゃったように、一昨年度になりますが、青梅観光戦略ということで、今まで観光に関して全くそういった計画がなかった中で、その中にいわゆる観光関係者だけでなく、商工業であったり、文化財保護指導員の方であったり、交通関係だったり、色々な部門の方に入ってきて、いわゆる実践的なプラン、計画を立てましようということになりました。

その中で「青梅観光ガイド」というのを新しく作りまして、「Ome Blue」というコンセプトの中で、今までただのマップだったものを、文化財を巡るコースだったり、アクティブ

派や、ファミリー派というような特定した形でのコースづくりを今取り組んでいます。

そういった中で、昨年度、旅行会社と連携をして、御朱印帖を用意して文化財を巡ったり自然を見たりというようなコンセプトで御朱印ツアーを組んだり、青梅七福神巡りということで、七福神のお寺さんにも協力いただいて、藍染めを使った御朱印帖をつくったりということで、色々連携はさせていただいています。

先ほどの「東京アドベンチャーライン」というのは、JRが青梅駅以西の新たな観光を中心としたPRということで進めていただいたもので、そことも連携をさせていただいて、色々な事業展開もやっていこうということで進めているところです。

青梅の観光ガイドをつくったのは、市内の皆さんに見てもらうのではなくて、市外の方に見ていただくというイメージで、JRさんや色々なところと連携して、市内の主要駅であったり、英語版は成田空港や羽田空港に置いたり、あとはホームページとフェイスブックとインスタグラムも「Ome Blue」として立ち上げて、そのような形で周知しています。文化財とも連携した形ですが、住職さんとか神主さんに聞いて、あまり人が来ると困るところも中にはありますので、そういうところとはよく話をしながら、活用できるところはできるだけ活用して、面的に一周できるような形にも取り組んでいきたいというふうに考えています。

【委員（稲葉）】 私の中学生時代に、夏休みに市内の文化財を巡るという社会科の宿題が出ました。1人で巡るのはとても危険なので、クラスでグループを組んで巡りなさいと。そのルートもきちっと出して、巡りましたが、交通手段は中学生ですので自転車で回りました。だから、巡れるところを、全部じゃなくて自分たちが行きたいところ、行ける範囲のところ、文化財を全部網羅してその中でピックアップして、回った結果を一つの夏休みの文化財ツアーみたいな形でレポートにして出したことがありました。そのときに初めて、私が住んでいる市にはこういう文化財がいっぱいあって、歴史のある市なんだなど。近松門左衛門のゆかりの地なので、そのときに初めて生きた社会科を宿題によって学んだなどということがあります。小学校ではまだちょっとわかりにくいかもしれませんが、中学生ぐらいになると、しっかり市の中の文化財というのがわかることもあるので、その辺のところも宿題として取り上げるというのも一つの紹介の形かなと思いました。

【委員（手塚）】 今も、中学1年生、2年生には市内巡りが授業の中にあって、学校の廊下に調べたのが貼ってあったりします。実は小中学校の先生方のご協力で見える機会が結構あります。子どもから、「〇〇家見にいったよ」とか言われたりしました。

ただ見に行くと、「へ〜」で終わっちゃいますが、文化財の由来だったり、物語を聞けたりすると、楽しみ方が違ったり、あと関連づけというんですか、ここのお寺の何があって、この木がこうで、実はちょっと先に行くにあそこに何があってというような話を伺えたりすると、もう何倍にも楽しめたりというのがあって、先生が子どもたちに配る資料をすごく楽しみにしています。

もう一つ、たくさんものがあるといいなと思う反面、やっぱり何かしら経済的後ろ楯がないと、これが負の遺産になってしまっは子どもたちにはだめだろうと思います。ちゃんとボーナ

ス的なものがある、守っていけるような何かを考えていかないと、市の予算があるうちはいいですけども、いつか出せないときが来たときになくなってしまったり、その価値を感じない人たちばかりになってしまうと困るというのがあります。

上手にPRですね。上手なPRをしていただいて、興味のなかった人に「ちょっと行ってみようか」なんて言わせたら、作戦成功なんじゃないかなと思います。

【委員（大野）】 手塚委員が今おっしゃったことに関連してですけど、私たちは例えばどこかのまちに旅行に行くときにどうするかというと、まずは本屋さんや図書館に行ってガイドブックを見て、こういうふうな観光資源があるんだなど。その後、もっと詳しく知りたいので、たぶんインターネットでそののまちなり、観光協会のホームページなどにアクセスして調べますね。

私も実はこの一覧表をいただいて、青梅にたくさん文化財があるのは知っていましたが、改めて、これは大きな観光資源にもなるなど感じています。そのためには、やはりホームページなどで、例えばこの文化財に関しまして、今手塚委員がおっしゃったような関連づけとか色々なことも含めて、市外の人が見てきちっとその魅力がわかってもらえるようなホームページなどを立ち上げてもいいのではないかと。そういうものを充実させることが、色々な人に理解していただけると思うし、それほどお金のかからないPRだろうし、進めてみる価値はあるだろうと感じています。

【委員（榎本）】 地域一体型の保護ということですが、先ほど住職さんがあまり来てもらったら困るというように言われたということもありますが、その辺はしっかり認識をしていただいて、この話を進めていかないといけないのかなと思いました。

あと、一覧表で文字だけでは何があるのか見てもわからないですが、こういう写真で見るとすごく興味を引かれるということで、ホームページとかを活用していくというのはとても有用だと思います。

【教育長（岡田）】 従来、教育委員会は文化財というと、保存や、歴史的な価値の文献を調べたりでしたが、そういう点で、改正文化財保護法にあるように、活用として、見せていくということが、教育委員会の中では想定していない部分が多々あったところがあります。それを国でも、せっかくの国民の財産である国宝や文化財を広く知らしめましょうということはあると思いますが、一方で、この所有者、管理者を見てもわかるとおり、個人あるいは法人の所有物になります。そうした中で、指定文化財の指定を受けますと、修繕等には補助も出ますが、一定の管理責任が伴う。そういう点で、十分に文化的価値があったとしても、その所有者の方が指定を受けることに難色を示すケースも中にはあるというふうに聞いてはおります。

また、登録文化財は一定の書類を提出することによって登録ができます。そういった点で、この登録文化財はすでに活用している——宿泊施設や、あるいは飲食のもの、あるいは会場等に使用できる場所は登録文化財ということになっております。また、今も、まだ登録は済んでおりませんが、市内でも津雲家住宅とか、あるいは御岳の河鹿園さんなども登録に向けた動きがあります。書類の提出等でそのネックはありますけれども、そういうものがクリアされれば登

録されていくのではないかなど。そういうことでさらなる、文化的価値とあわせて資源としての活用策が今後広まっていけばいいかなと思います。それについては、教育委員会サイドとまた観光サイドと連携して、新しいパンフレットを作成していくことが重要ではないかなというふうに感じました。

【市長（浜中）】 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項についてはそろそろ終了させていただきます。

5 その他

○児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じた等の緊急な場合に講ずべき措置について

【市長（浜中）】 次に、次第の5、その他といたしまして、本会議で報告などしておくべきことはありますでしょうか。委員さんから報告などがあれば、お願いいたします。

【教育長（岡田）】 冒頭、挨拶でも述べましたけれども、総合教育会議において行う協議事項の内容の中に、「児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じた等の緊急な場合に講ずべき措置について」の協議というのがありました。実は市内では、平成27年8月に発生いたしました生徒の死亡事故がございました。これにつきまして、本年10月5日に開催いたしました平成30年度第7回青梅市教育委員会定例会におきまして協議を行いまして、この問題につきまして、重大事態として捉えるべきであったということで、議決をしております。

また、今後の対策といたしまして、こういった重大事態発生時の対応につきまして、新しい対応マニュアル、また「いじめ防止基本方針」についても見直しを図っていくということで決定いたしましたので、報告させていただきます。

6 閉会

【市長（浜中）】 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回青梅市総合教育会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

午後2時57分 閉会